

アジアの友

The Asia-no Tomo

No. **541**

日本の在留外国人数 数字で見る日本社会の現実

特定技能（外食産業）就職面接会で聞く

そのメリット・デメリット





年末お餅つき！

遅いご報告となりますが、アジア文化会館恒例のお餅つきが昨年12月24日に行われました。学生たちは初めてつく餅のねばりに苦戦しながらも元気に日本の伝統文化を楽しみました。そして出来上がったお餅はもちろん「あ〜ん」。



日本語コース生が卒業

3月2日（月）ABK日本語コースの修了証書授与式が行われました。今年は新型コロナウイルス（COVID-19）の影響を考慮し例年の卒業式は中止となり、各クラスごとに教室での修了証授与式となりました。学生たちには残念な年となりましたが、世界中が困難に立ち向かう中での卒業ということで、いっそう思い出に残る日となるのではないのでしょうか。進学先でも強くたくましくがんばってください！（写真はD3クラス）



アジアの友

2020年1-3月号 第541号

目次

	巻頭	
2	日本の在留外国人数 数字で見る日本社会の現実	編集部
11	特定技能（外食産業）就職面接会で聞く そのメリット・デメリット	
	From（公財）アジア学生文化協会	
15	日本語教育事業部 「日本語コースの1年間」	大倉 更紗
17	会館・学寮事業部 「若者のゆくえ」	酒井 陽一郎
20	国際教育支援事業部 「韓国からの出願書類について」	星 明廣
	私の意見私の体験	
24	「思い切り集中して“パッ”と終わらせる」 チャガンジャン ～中国（内モンゴル自治区）	
	コラム 泰日工業大学奮闘記	
28	㊦ 「タイのコロナウイルス対応と新学期について」	水谷光一
30	知友会通信	
32	MEMBERS	

<表紙> 中国・内モンゴルのシラムレン大草原

日本の在留外国人数 数字で見る日本社会の現実

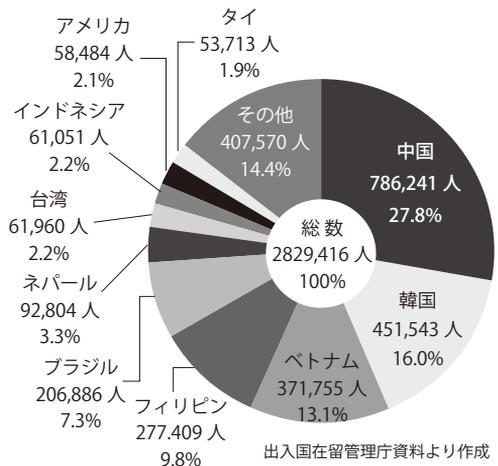
いま、在留外国人留学生数は過去最大の約33万7千人に、在留外国人総数は過去最大の約283万人となっており、日本の人口の2.2%が中長期滞在の外国人である。また、日本の少子化による労働人口減少の流れがより深刻となるにつれ、それを補うための外国人若年労働者が年々増え、在留外国人労働者数は過去最大の約165万9千人となっている。そうした日本社会の現実を、数字で追ってみたい。(編集部)

< 2019年の在留外国人数について >

法務省出入国在留管理庁によると、昨年6月末現在における在留外国人数は282万9,416人となり過去最高となった。東日本大震災の翌年から7年連続で増加している。

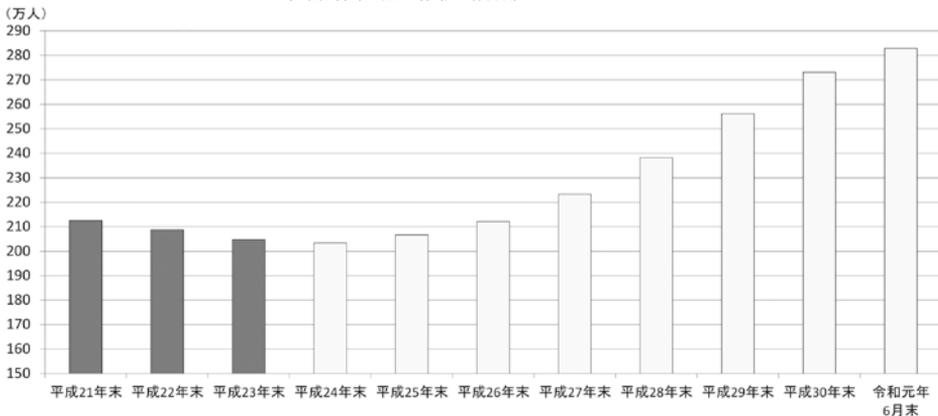
男女別では女性144万2,015人(構成比51.0%)、男性138万7,401人(49.0%)。国籍・地域別では、無国籍は除き195国籍・地域で、中国が78万6,241人と最も多く全体の27.8%を占めている。次は韓国の45万1,543人で16%、3番目に多いのはベトナムの37万1,755人で13.1%、以

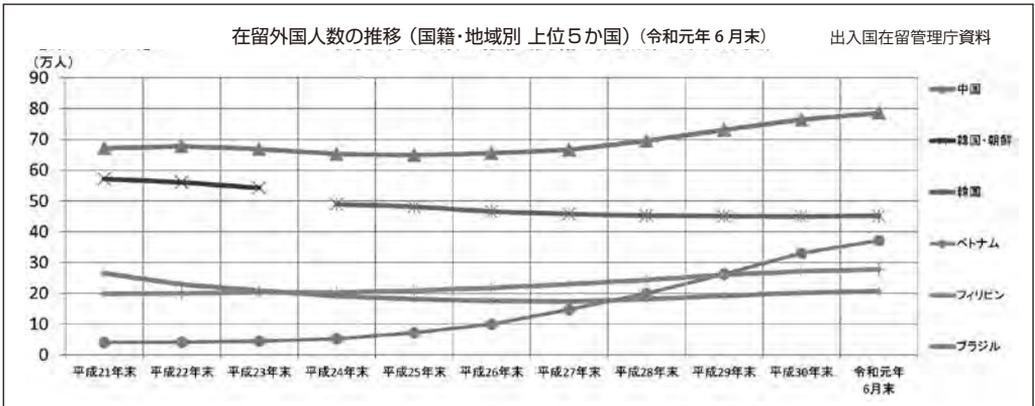
国(地域)別在留外国人数(令和元年6月末)



在留外国人数の推移(総数)(令和元年6月末)

出入国在留管理庁資料





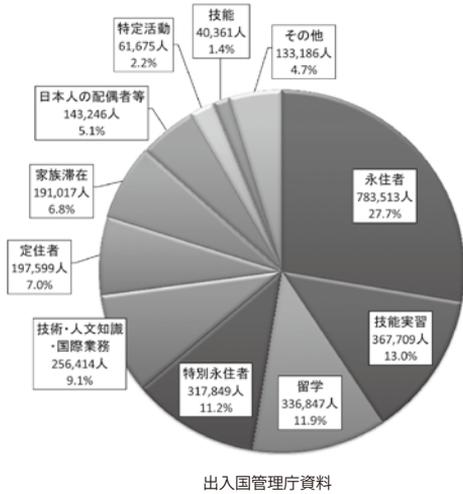
下フィリピン、ブラジルと続く。上位10の国籍・地域の中で、顕著な増加率を示しているのはベトナムで、対前年度末比12.4%増、続いてインドネシアが8.4%増、ネパールが4.3%増となっている。

在留資格別では、多い順に「永住者」が78万3,513人、「技能実習」が36万7,709人（12.0%増）、「留学」が33万6,847人、「特別永住者」が31万7,849人、「技術・人文知識・国際業務」が25万6,414人となっている。対前年度末の増減率が顕著なのは、「医療」の18.7%、「高度専門職」の17.9%、「介護」の16.7%、「技術・人文知識・国際業務」の13.6%、「技能実習」の12%となっている。

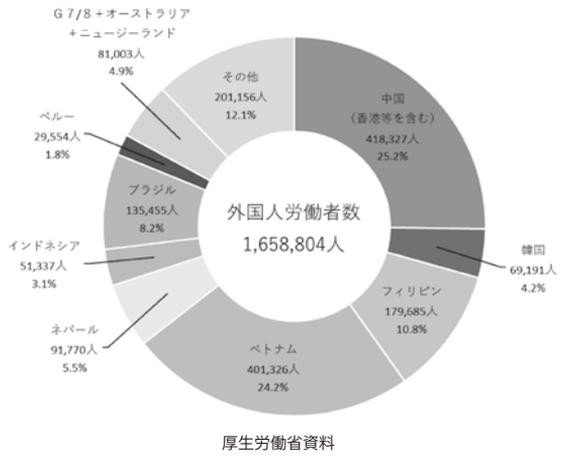
在留資格一覧（出入国在留管理庁資料より作成）

在留資格	該当例
就労が認められる在留資格（活動制限あり）	
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学等教授
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野の各業務従事者
技能実習	技能実習生
身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）	
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等
就労の可否は指定される活動によるもの	
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等
就労が認められない在留資格（※）	
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

在留外国人の構成比（在留資格別）（令和元年6月末）



国籍別外国人労働者の割合（令和元年10月末）



都道府県別では東京都が最も多く58万1,446人（構成比20.6%）、以下愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続き、この5都府県で全体の53.7%を占める。

ちなみに日本の人口は総務省統計局によると2019年9月1日現在1億2,613万1千人。2018年に年間3千万人を達成した外国人観光客等の短期滞在者は含まない在留外国人の数は、日本人44人に1人、2.2%

ということになる。

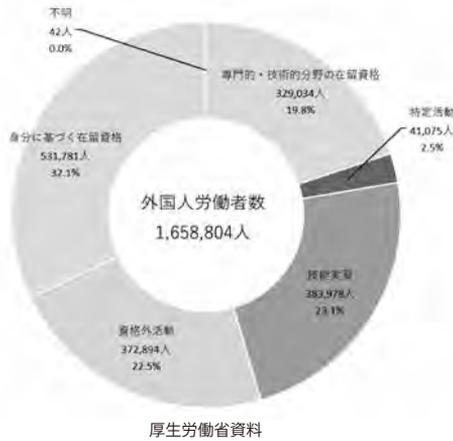
＜「外国人雇用状況」の届出⁽¹⁾状況＞

厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況によると、2019年10月末現在の外国人労働者数は165万8,804人で、前年同期比13.6%増。外国人雇用事業所数は24万2,608か所で、前年同期比12.1%増加し、外国人労働者数、外国人雇用事業所数とも

日本の在留外国人数



在留資格別外国人労働者の割合 (令和元年10月末)



著だ。これは前述の在留外国人数の増加率と重なっている。

在留資格別では、労働者の多い上位資格では「身分に基づく在留資格」53万781人（構成比32.1%）、「技能実習生」38万3,978人（23.1%）、「資格外活動（留学）」（31万8,278人）を含む「資格外活動」37万2,894人（22.5%）、「専門的・技術的分野の在留資格」32万9,034人（19.8%）となっている。対前年比で増加している在留資格は、「技能実習」（24.5%増）、「専門的・技術的分野の在留資格」（18.9%増）、特定活動（15.3%増）と続いている。

に過去最高となっている。

その要因としては、①政府が推進している高度外国人材や留学生の受入が進んでいること。②雇用情勢の改善が進み「永住者」、「日本人の配偶者」等の身分・地位に基づく在留資格の人たちの就労が進んだこと。③技能実習制度の活用により技能実習生の受入が進んでいること等が背景にあると考えられている。

(*1) 届け出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者で、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は除く。

なお、2019年4月に創設された「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」に含まれる。特定技能1号に認定された在留外国人労働者数は2019年11月末現在で1,019人となっている。

国籍別では、上から中国41万8,327人（構成比25.2%）、ベトナム40万1,326人（24.2%）、フィリピン17万9,685人（10.8%）、ブラジル13万5,455人（8.2%）となっている。また、労働者数の増加率が高いのは上からベトナム（前年同期比26.7%増）、インドネシア（23.4%増）、ネパール（12.5%増）、韓国（10.7%増）で、特にベトナム、インドネシアの増加率が顕

国籍別・在留資格別外国人労働者数より国籍と在留資格をあわせてみると近年急激に来日数を増やしているベトナムは、「技能実習」が48.3%、「資格外活動（留学）」が32.6%を占めている。インドネシアは圧倒的に「技能実習」が多く63.3%、「資格外活動（留学）」は9.7%であった。ネパールは「技能実習」は少なく、ほとんどが「資格外活動（留学）」で49.3%を占めている。また、ブラジルは「身分に基づく在留資格」で働いている人が98%、うち「永住者」47.1%、「定住者」37.7%。ペルーは、「身分に基づく在留資格」が98.9%で、うち永住者が66.6%、定住者が24.7%を占めている。これは1990年に施行された新しい入管法で

国籍別・在留資格別外国人労働者数

令和元年10月末現在

(単位：人)

	総数	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち永住者	
全国総計	1,658,804	329,034 (19.8%)	260,556 (15.7%)	41,075 (2.5%)	383,978 (23.1%)	372,894 (22.5%)	318,278 (19.2%)	531,781 (32.1%)	308,419 (18.6%)	94,167 (5.7%)	14,742 (0.9%)	114,453 (6.9%)	42 (0.0%)
中国 (香港等を含む)	418,327 (25.2%)	114,856 (27.5%)	96,702 (23.1%)	4,938 (1.2%)	86,982 (20.8%)	99,510 (23.8%)	84,014 (20.1%)	112,040 (26.8%)	77,652 (18.6%)	18,191 (4.3%)	5,722 (1.4%)	10,475 (2.5%)	1 (0.0%)
韓国	69,191 (4.2%)	31,208 (45.1%)	27,654 (40.0%)	3,880 (5.6%)	62 (0.1%)	9,021 (13.0%)	7,891 (11.4%)	25,019 (36.2%)	17,674 (25.5%)	5,576 (8.1%)	479 (0.7%)	1,290 (1.9%)	1 (0.0%)
フィリピン	179,685 (10.8%)	11,579 (6.4%)	7,856 (4.4%)	5,121 (2.8%)	34,965 (19.5%)	2,819 (1.6%)	2,099 (1.2%)	125,197 (69.7%)	73,572 (40.9%)	18,429 (10.3%)	2,776 (1.5%)	30,420 (16.9%)	4 (0.0%)
ベトナム	401,326 (24.2%)	49,159 (12.2%)	45,114 (11.2%)	6,196 (1.5%)	193,912 (48.3%)	137,410 (34.2%)	130,893 (32.6%)	14,646 (3.6%)	6,585 (1.6%)	3,230 (0.8%)	1,323 (0.3%)	3,508 (0.9%)	3 (0.0%)
ネパール	91,770 (5.5%)	12,720 (13.9%)	9,647 (10.5%)	3,438 (3.7%)	501 (0.5%)	70,942 (77.3%)	45,246 (49.3%)	4,169 (4.5%)	2,075 (2.3%)	1,001 (1.1%)	471 (0.5%)	622 (0.7%)	0 (0.0%)
インドネシア	51,337 (3.1%)	4,759 (9.3%)	3,261 (6.4%)	2,976 (5.8%)	32,480 (63.3%)	5,291 (10.3%)	5,002 (9.7%)	5,830 (11.4%)	2,963 (5.8%)	1,462 (2.8%)	140 (0.3%)	1,265 (2.5%)	1 (0.0%)
ブラジル	135,455 (8.2%)	1,071 (0.8%)	706 (0.5%)	49 (0.0%)	129 (0.1%)	263 (0.2%)	211 (0.2%)	133,943 (98.9%)	63,738 (47.1%)	18,078 (13.3%)	1,077 (0.8%)	51,050 (37.7%)	0 (0.0%)
ペルー	29,554 (1.8%)	115 (0.4%)	67 (0.2%)	22 (0.1%)	73 (0.2%)	70 (0.2%)	63 (0.2%)	29,274 (99.1%)	19,695 (66.6%)	1,555 (5.3%)	729 (2.5%)	7,295 (24.7%)	0 (0.0%)
G7/8+オーストラリア+ニュージーランド	81,003 (4.9%)	47,481 (58.6%)	26,518 (32.7%)	1,904 (2.4%)	60 (0.1%)	2,719 (3.4%)	2,106 (2.6%)	28,814 (35.6%)	15,081 (18.6%)	12,810 (15.8%)	239 (0.3%)	684 (0.8%)	25 (0.0%)
うちアメリカ	34,454 (2.1%)	21,346 (62.0%)	10,446 (30.3%)	96 (0.3%)	38 (0.1%)	733 (2.1%)	524 (1.5%)	12,218 (35.5%)	6,474 (18.8%)	5,351 (15.5%)	93 (0.3%)	300 (0.9%)	23 (0.1%)
うちイギリス	12,352 (0.7%)	7,276 (58.9%)	4,198 (34.0%)	293 (2.4%)	0 (0.0%)	220 (1.8%)	170 (1.4%)	4,563 (36.9%)	2,523 (20.4%)	1,951 (15.8%)	24 (0.2%)	65 (0.5%)	0 (0.0%)
その他	201,156 (12.1%)	56,086 (27.9%)	43,031 (21.4%)	12,551 (6.2%)	34,814 (17.3%)	44,849 (22.3%)	40,753 (20.3%)	52,849 (26.3%)	29,384 (14.6%)	13,835 (6.9%)	1,766 (0.9%)	7,844 (13.9%)	7 (0.0%)

注1：〔 〕内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(2)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事従事者等の合計。

注3：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

厚生労働省資料

定住者として来日したブラジル人、ペルー人等の2世、3世が多いためだ。

また、意外なのはフィリピンで、「身分に基づく在留資格」が69.7%を占め、うち永住者が40.9%、定住者が16.9%で、「技能実習生」の割合は19.5%と少ない。

また、上の表のG7/8^(*)+オーストラリア+ニュージーランドは、大学教授、研究、IT技術者他の「専門的・技術的分野の在留資格」が58.6%を占める。韓国も「専門的・技術的分野の在留資格」が45.1%となっている。

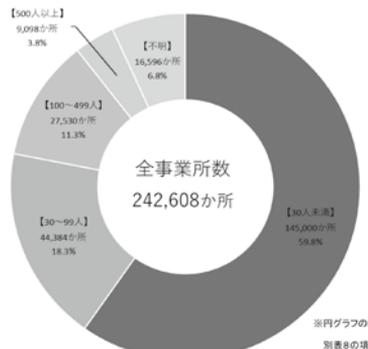
最後に在日外国人労働者数の一番多い中国(香港等を含む)を見てみると、「専門的・技術的分野の在留資格」が27.5%で一番多く、次が「身分に基づく在留資格」で26.8%、うち「永住者」が18.6%。「技

能実習生」20.8%、「資格外活動(留学)」20.1%と続いている。

(*) G7/8等は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア。

<産業別外国人労働者数の状況>

事業所規模別外国人雇用事業所の割合 (令和元年10月末)



厚生労働省資料

事業所規模別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

事業所規模	事業所数			外国人労働者数			一事業所あたりの外国人労働者数	
	数	割合	前年比	数	割合	前年比	数	前年比
全事業所規模計	242,608	18.43%	100.0%	1,658,804	33.10%	100.0%	6.8	18.3
30人未満	145,000	8,544 (5.9%)	59.8%	587,435	91,650 (15.6%)	35.4%	4.1	10.7
30-99人	44,384	4,735 (10.7%)	18.3%	306,567	67,179 (21.9%)	18.5%	6.9	14.2
100-499人	27,530	3,716 (13.5%)	11.3%	375,423	103,121 (27.5%)	22.6%	13.6	27.8
500人以上	9,098	1,085 (11.9%)	3.8%	320,812	72,271 (22.6%)	19.3%	35.3	66.8
不明	16,596	358 (2.2%)	0.8%	68,567	3,843 (5.6%)	4.1%	4.1	10.7

厚生労働省資料

上」は3.8%で9,098か所、19.3%で労働者数32万812人と

なっている。産業別外国人雇用事業所は「製造業」が21.4%で4万6,254か所と最多で、

都道府県別の外国人労働者数では、東京が圧倒的に多く48万5,345人、続いて愛知17万5,119人、大阪10万5,379人と続いている。47都道府県全てが外国人労働者を抱えている。

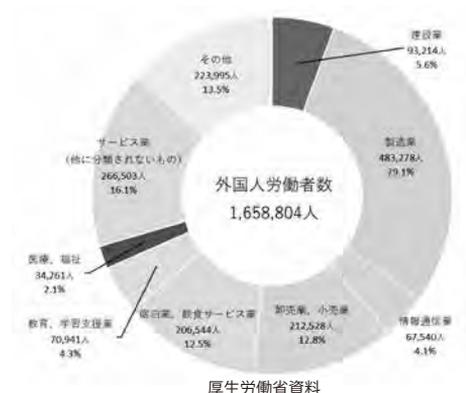
次に「卸売業、小売業」が17.0%で3万6,813か所、「宿泊業、飲食サービス業」が14.5%で3万1,453か所と続いている。また「製造業」が全外国人労働者数の29.1%で48万3,278人と最多となっている。

規模別外国人雇用事業所数をみると、「30人未満」の事業所が最も多く、事業所全体の59.8%で14万5,000か所、そこで働く外国人労働者数は58万7,435人、35.4%と最多。他事業所の規模別割合は、「30-99人」が18.3%で4万4,384か所、労働者数は18.5%で30万6,567人、以下「100-499人」が11.3%で2万7,530か所、労働者数は22.6%で37万5,423人、「500人以上」

「建設業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」も増加している。オリンピック関連の建設ラッシュ、外国人観光客の増加、高齢化が進む日本社会の介護分野での労働力不足の要請等が反映されている。また、外国人労働者を雇用する事業所の中に「労働者派遣・請負事業」を行っている事業所が増加しており、その数は1万8,438か所で、この事業所を通して就労する外国人労働者は33

産業別外国人雇用事業所の割合 (令和元年10月末)

産業別外国人労働者数 (令和元年10月末)



在留資格別・産業別外国人労働者数

令和元年10月末現在

(単位：人)

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
		人数	構成比(注2)	人数	構成比(注2)	人数	構成比(注2)	人数	構成比(注2)	人数	構成比(注2)	人数	構成比(注2)	人数	構成比(注2)	人数	構成比(注2)
総数	1,658,804	93,214	5.6%	483,278	29.1%	67,540	4.1%	212,528	12.8%	206,544	12.5%	70,941	4.3%	34,261	2.1%	266,503	16.1%
①専門的・技術的分野の在留資格	329,034	8,305	2.5%	57,439	17.5%	52,333	15.9%	44,135	13.4%	22,632	6.9%	30,401	9.2%	4,343	1.3%	43,246	13.1%
うち技術・人文知識・国際業務	260,556	7,056	2.7%	48,197	18.5%	48,121	18.5%	39,882	15.3%	13,404	5.1%	11,822	4.5%	1,849	0.7%	39,345	15.1%
②特定活動	41,075	4,583	11.2%	8,144	19.8%	658	1.6%	3,734	9.1%	6,413	15.6%	734	1.8%	4,329	10.5%	9,326	22.7%
③技能実習	383,978	64,924	16.9%	220,747	57.5%	246	0.1%	28,481	7.4%	3,303	0.9%	35	0.0%	3,304	0.9%	11,286	2.9%
④資格外活動	372,894	647	0.2%	32,192	8.6%	2,632	0.7%	76,244	20.4%	132,004	35.4%	16,455	4.4%	4,520	1.2%	70,239	18.8%
うち留学	318,278	346	0.1%	25,455	8.0%	2,176	0.7%	67,313	21.1%	117,344	36.9%	15,244	4.8%	4,046	1.3%	54,889	17.2%
⑤身分に基づく在留資格	531,781	14,752	2.8%	164,752	31.0%	11,669	2.2%	59,932	11.3%	42,184	7.9%	23,308	4.4%	17,760	3.3%	132,402	24.9%
うち永住者	308,419	7,917	2.6%	92,295	29.9%	7,843	2.5%	39,367	12.8%	25,041	8.1%	15,822	5.1%	12,409	4.0%	66,813	21.7%
うち日本人の配偶者等	94,167	2,581	2.7%	25,797	27.4%	2,735	2.9%	11,099	11.8%	8,619	9.2%	6,344	6.7%	2,905	3.1%	21,822	23.2%
うち永住者の配偶者等	14,742	920	6.2%	4,603	31.2%	201	1.4%	1,772	12.0%	1,378	9.3%	294	2.0%	193	1.3%	3,759	25.5%
うち定住者	114,453	3,334	2.9%	42,057	36.7%	890	0.8%	7,694	6.7%	7,146	6.2%	848	0.7%	2,253	2.0%	40,008	35.0%
⑥不明	42	3	7.1%	4	9.5%	2	4.8%	2	4.8%	8	19.0%	8	19.0%	5	11.9%	4	9.5%

厚生労働省資料

万 8,104 人と外国人労働者全体の約 1/5 になっている。

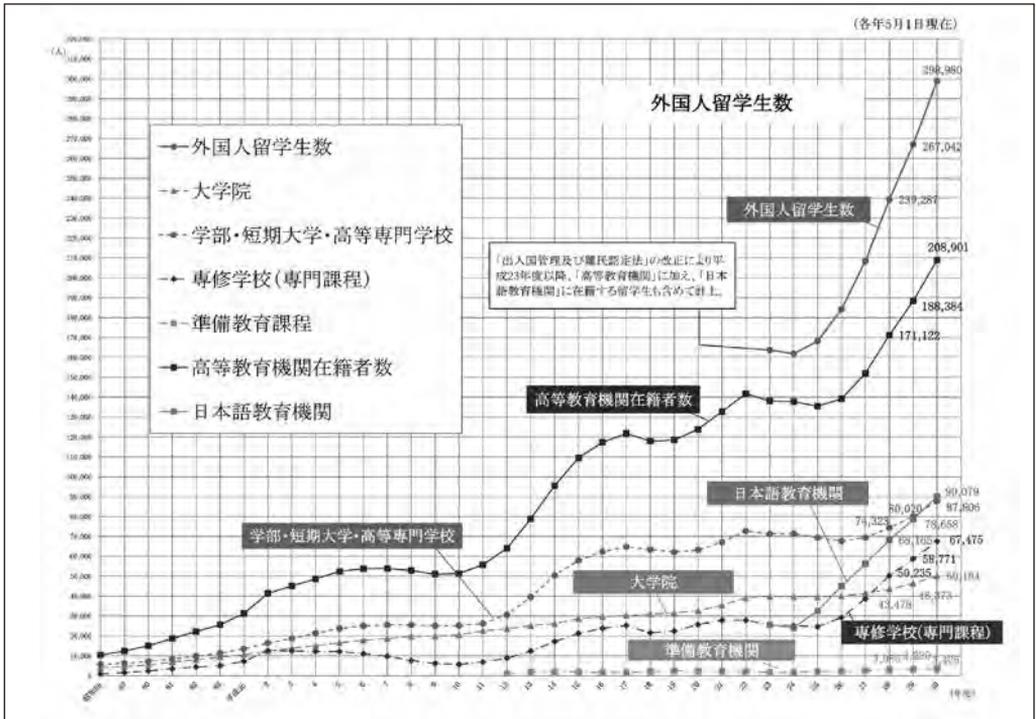
在留資格別・産業別外国人労働者数で見ると、「製造業」で一番外国人労働者が多いのは「技能実習」で 22 万 747 人、「卸売・小売業」では、「資格外活動の留学」が 6 万 7,313 人、「宿泊業、飲食 サービス業」も「資格外活動の留学」が 11 万 7,344 人と一番多い。また、オリンピック関連で伸びている「建設業」は「技能実習生」が圧倒的に多く 6 万 4,924 人、情報通信業は「専門的・技術的分野の在留資格」が 5 万 2,333 人と多い。

資格外活動＝アルバイトは、多くの私費留学生にとって日本で留学生活を送るために必要不可欠だ。留学生は就労が目的ではないが資格外活動許可を得てコンビニや飲食店でバイトとして働くケースが多い。

＜留学生の受入れ状況＞

日本学生支援機構の平成 30 年度外国人留学生在籍状況調査（各年 5 月 1 日現在）によると留学生受入数は、2018 年 5 月 1 日現在 29 万 8,980 人、前年同期に比べ 3 万 1,938 人（12%）増加で、過去最高となっている。うち、高等教育機関（大学・大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する外国人留学生数は 20 万 8,901 人で 20,517 人（10.9%）増。日本語教育機関に在籍する外国人留学生数は 90,079 人で、11,421 人（14.5%）増となっている。

国・地域別では、中国が最も多く 114,950 人、次にベトナム、ネパールと続く。また、前年度比で顕著な伸びを示しているのは、バングラデシュ 32.5%、スリ



日本学生支援機構資料

ランカ 26.1%、さらにミャンマー、ベトナム、インドネシア、ネパールと非漢字圏からの留学生が続く。

また、日本語教育機関に在籍する留学生はベトナムが一番多く、次に中国、ネパール、スリランカ、ミャンマーと続く。やはりベトナム、ネパールの学生数の増加が顕著だ。

日本語学校生の推移をみると2011年25,622人、2013年に32,626人、2014年44,970人、2015年56,317人、2016年68,165人、2017年78,658人、2018年90,079人と右肩上がり増加し、これにより留学生受け入れ総数も増加している。「入管法」の改正により2011年度以降、日本語教育機関が高等教育機関に加えられ、日本語学校生の在留資格が「就学」

から「留学」になったことで、一挙に留学生数が増加した。

また、専修学校(専門課程) = 専門学校生の推移をみると2013年に24,586人、2014年29,227人、2015年41,396人、2016年50,236人、2017年58,771人と日本語学校生の増加を後追いするように増加している。文科省の調査結果(2018年5月1日現在)によると私立の専門学校数だけでも2,610校あり、留学生数は67,475人、うち生徒の半数以上が留学生である学校数は195校、うち90%以上が留学生である学校は101校、全生徒が留学生である学校数も45校に及んでる。5県を除いた全ての都道府県の専門学校で留学生が受入れられている。

留学生の出身上位国（地域）（平成30年5月1日現在）

国（地域）名	留学生数（人）	構成比（%）	前年比（%）
①中国	114,950 (107,260)	38.4 (40.2)	107.2
②ベトナム	72,354 (61,671)	23.1 (22.5)	117.3
③ネパール	24,331 (21,500)	8.1 (8.1)	113.2
④韓国	17,012 (15,740)	5.7 (5.9)	108.1
⑤台湾	9,524 (8,947)	3.2 (3.4)	106.4
⑥スリランカ	8,329 (6,607)	2.8 (2.5)	126.1
⑦インドネシア	6,277 (5,495)	2.1 (2.1)	114.2
⑧ミャンマー	5,928 (4,816)	2.0 (1.8)	123.1
⑨タイ	3,962 (3,985)	1.3 (1.5)	99.4
⑩バングラデシュ	3,640 (2,748)	1.2 (1.0)	132.5
⑪モンゴル	3,124 (2,517)	1.0 (0.9)	124.1
⑫マレーシア	3,094 (2,945)	1.0 (1.1)	105.1
⑬アメリカ	2,932 (2,786)	1.0 (1.0)	105.2
⑭フィリピン	2,389 (1,806)	0.8 (0.7)	132.3
⑮ウズベキスタン	2,132 (1,047)	0.7 (0.4)	203.6
⑯インド	1,607 (1,236)	0.5 (0.5)	130.0

（ ）内は2017年5月1日現在の数／日本学生支援機構資料より作成

留学生の卒業後の進路を見ると2017年度は卒業生全体の32.4%（16,242人）が日本国内で就職したことになる。就職が多いのは専修学校（専門課程）卒の7,246人で、続いて学部卒4,418人、修士課程卒3,215人、博士課程卒667人となっている。修士の学位授与数は10,859人なので25.0%が、博士は学位授与数が2,989人なので22.4%が日本で就職していることになる。

留学生30万人受入が目指した高度人材の取り込みには一定の成果が見られる。

<新しい在留資格「特定技能」の導入と今後について>

政府は出入国管理法を改正し2019年4月より国内の人手不足が深刻な14業種⁽³⁾で、外国人労働者の就労を認める新たな在留資格「特定技能」を導入した。これは技能水準によって2段階あり、一定の技能と日常会話レベルの日本語能力が必要な「1号」は、各業種所管の省庁が作る試験に合格することで在留期間が5年間与えられる。技能実習生は3年の経験があれば試験を受けずに「1号」に資格を変更できる。また、熟練した技能が必要な「2号」はより高い水準の試験に合格する必要があるが、家族帯同が可能で、在留期限は更新制になり長期滞在も可能だ。当面は、建設業と造船・船用の2業種

留学生 卒業後の日本国内における進路（平成29年度）

	就職	進学	その他	計	卒業(修了)留学生総数
博士課程	677	83	645	1,405	3,336
	22.9%	2.8%	21.9%	47.6%	(学位授与) 2,989
修士課程	3,215	1,693	971	5,879	10,475
	32.6%	17.1%	9.8%	59.5%	(学位授与) 10,859
専門職学位課程	313	17	112	442	955
	34.7%	1.9%	12.4%	49.1%	
大学(学部)	4,418	2,080	1,001	7,499	11,347
	40.5%	19.1%	9.2%	68.7%	
短期大学	272	115	41	428	533
	51.9%	21.9%	7.8%	81.7%	
高等専門学校	9	195	0	204	222
	4.1%	87.8%	0.0%	91.9%	
専修学校(専門課程)	7,246	9,047	3,372	19,665	22,635
	32.1%	40.1%	15.0%	87.2%	
準備教育課程	92	1,638	26	1,756	2,133
	4.3%	77.1%	1.2%	82.7%	
計	16,242	14,868	6,168	37,278	51,636
	32.4%	29.7%	12.3%	74.5%	

日本学生支援機構資料より作成

のみが対象となっている。

この特定技能においては、今後5年間に最大34万5千人の受け入れが計画されている。受入の背景として各業種での不足労働力の試算も出されている。

これまで外国人が日本で働けるのは、高度な専門的分野に限られていた。従って、専門的な知識などを必要としない単純労働分野は、アルバイトの留学生と技能実習制度で来日する技能実習生が担ってきた。現在、建設業で働く外国人の7割、製造業で働く外国人の4割は技能実習生であり、卸売・小売業で働く外国人の3割、宿泊・飲食サービス業で働く外国人の6割は留学生だ。

新たに創設された「特定技能」の在留資格は単純労働分野にも外国人を労働者として受入れることを認めるもので、大きな政

策転換である。政府はこのために出入国在留管理庁を新設し対応にあたる。

「特定技能」の新設により、日本での就業を目的として専門学校に進学するという外国人労働力の流れに変化が生じる可能性が出てきそうだ。深刻な人手不足を背景に、外国人労働力が年々増加し過去最高となっている。この流れは今後も止まることはないだろう。増える外国人労働者の受入れ体制、言葉の問題、異なる文化の問題等々受入環境はどうか、真剣に考える時期にきているのではないだろうか。

(*3) 特定技能受入14業種：介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連業、建設業、造船・船舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

特定技能（外食産業）就職面接会で聞く そのメリット、デメリット

<在留資格「特定技能」>

これまでにご紹介した通り、2018年の入管法改正により一定の専門性・技能のある外国人について、日本国内で就労するための新たな在留資格「特定技能」（ここでは特定技能ビザと呼ぶ）が創設、14の業種が指定され、昨年4月より運用が開始された。

外食産業はこの14業種のうちのひとつと

して指定され、特定技能1号として上限5年までの雇用が可能となった。（2号はビザの更新が無期限。）

留学生がこのビザ取得の資格を得るには、各業界団体が実施する技能測定試験と、日本語能力試験（JLPT）のN4以上もしくは国際交流基金が行う日本語基礎テストに合格していることが条件となっている。

外食産業における資格取得に必要な試験「外食業特定技能1号技能測定試験」を実施している一般社団法人外国人食品産業技能評価機構によると、これまで国内では5回の試験が実施され、およそ4,600人の合格者が誕生している。ちなみに試験の合格率は5割以上6割未満とのことだ。

またこれらに加えて採用企業側は外国人材の日本での生活面等を支援する支援団体＝登録支援機関と契約を結ぶことが条件となっている。

外食産業分野の主な仕事としては、食堂やレストランのホール（接客）、調理、仕出し弁当屋での製造ライン担当など、様々なものがあげられ、これらは留学生的の定番アルバイトといえるものだ。今回の特定技能（外食産業）ビザ創設で、企業側としてはこれまでアルバイトとして経験を積んだ留学生をそのまま採用することが可能となったわけだ。

もっとも国内の専門学校卒業生や、（国内外問わず）大学以上の学歴を持つ者については、これまでもマネジメント業務を行うという前提で、「技術・人文知識・国際業務（＝技人国）」ビザを取得できるケースも多く、外食産業界への就職はまったく不可能というわけではなかった。ただ、将来的には店舗運営等のマネジメント業務に就くとしても、まず取組む仕事はホールなどのサービススタッフということで、ここはある意味グレーゾーンとも言えたわけだ。そのため当初は技人国ビザがおりても、更新時にはおりないというケースも特に最近は頻発

2/14 外国人「外食」分野 就職面接会

予約不要 参加費無料

在留資格「特定技能」での採用を前提とした就職面接会です。技能測定試験合格者に加えて今後受検を予定している方、永住者、定住者、日本人の配偶者等日本国内での就労に制限がない方も参加できます。

【日 時】 2020年2月14日（金）13:30～16:30（受付：13:00～16:00）
【参加企業】 「外食」分野の企業 10社程度
【参加対象者】 日本で就労可能な外国人で「外食」分野での就職を希望する方（留学生等、就労可能な在留資格への変更が可能な方を含みます）
※原則、在留資格「特定技能」での採用を前提としています
【持参するもの】 参加票（裏面にあらかじめ記入の上、面接会場受付へ提出）
在留カード ハローワーク受付票（ハローワークカード）学生証（留学生の場合）
履歴書（応募希望の事業所の枚数） 技能試験合格通知書（既にお持ちの方）

●説明会ではありません。面接会（入社試験）です。人事担当の方と直接面接試験を行います。面接試験にふさわしい服装（スーツなど）で参加してください。
●履歴書がないと面接試験は受けられません。会場内に記入スペースはありません。面接希望の枚だけ履歴書を事前にご用意ください。

<面接会場>
東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階
東京外国人雇用サービスセンター 出会いのフロア
-JR各線 新宿駅 徒歩15分
都営地下鉄大江戸線 都庁前駅 徒歩3分
東京外丸の内線 西新宿駅 徒歩5分

当日のパンフレット（※既に終了しています）

していたらしい。

この特定技能ビザの創設により、こうしたグレーゾーンでの採用が減少し企業側はもちろん、入管側もすっきりとビザの発給を行えるようになったのではないだろうか。

<特定技能ビザの特徴とは>

この特定技能（外食産業）ビザでの採用を前提とした合同面接会が去る2月14日、東京外国人雇用サービスセンター（ハローワーク新宿）主催の下行われた。同センター室長の津田武彦さんによると、学歴にこだわらず、資格試験合格者または受験予定者という参加条件を前面に出した初めての試みとのことだ。

実際の来場者についてうかがうと、日本語学校や専門学校に在学する留学生が多

く、既に試験に合格済みの学生が多いというから、各在籍校で新しい資格に対する周知や指導が進んでいるのだろう。

仮に希望職種への就職が叶わなかった場合でも、馴染のある外食産業への就職の道が開けたということで、学生のみならず指導を行う教職員にとっても嬉しい制度ではないだろうか。

津田さんはこの制度のポイントを、「5年という就業期限」と「登録支援機関との契約をどう考えるか」ではないかと話す。

「5年限定なので、ほとんどの場合は正社員ではなくて契約社員という形での採用です。また転職もできますが、年数はあくまでカウントダウン式なので、2年働いて転職した場合、残りは3年ということになります。育て上げるという日本の企業体質の中で、5年経ち主戦力になった段階で辞めて行く。そこを企業と学生がどう捉えるか。1年目で主戦力となり、そのまま5年間やってもらえるような仕事でなければ企業としてのメリットはどうかということ。また特定技能の外国人を採用した企業が登録支援機関に生活支援等を委託すると、給与の他に委託に関する費用を負担しなければなりません。つまり同一労働同一賃金の考え方からすると、実質的に日本人より高い人件費で雇用することになってしまいます。」

こうした一見ネガティブ要素について、企業はどう考えているのか、今回出展してたいくつかの企業にうかがってみた。まず登録支援機関について、全国に多店舗展

開をしており今後も特定技能ビザで多くの外国人を採用したいと考えている企業の場合、職場だけではなく生活面から自社で面倒を見たいとのことで、既に自ら登録支援機関を運営、または設立予定とのことだった。登録支援機関を作ることによって、同じ組合などに所属する同業他社の外国人スタッフ支援も行い、広く業界における外国人材の育成を担って行きたいという声も聞かれた。

一方5年と言う期限について、例えば海外展開をしている企業の場合、海外の店舗で活躍できる人材を育てるという点で、5年間は決して短い時間ではないと話す。また、ここ数年のうちに制度の手直しがあり、現在の1号から在留期限のない2号に移行することを期待していると話す担当者もいた。そのほか必要な人材と判断すれば、職種を変えて技人国ビザへの変更も考えるという回答もあり、5年という期限については今回あまりネガティブな意見は聞かれなかった。

<特定活動46号ビザ>

ところで日本の大学を卒業または大学院を修了した留学生の場合、もう一つ外食産業で働くための資格が2019年5月30日よりスタートしている。

これは「特定活動」という資格で、どの在留資格にも該当しない活動に対して法務大臣の許可のもと特別に発給される在留資格（以降ビザと呼ぶ）だ。例えば留学生が卒業後日本に残り就職活動をする際などに



このビザが適用されている。

そして、現在49告知されているこの特定活動ビザの中の46種類目が留学生の就労ビザの一つとなり、これまで留学生の就職先として認められていなかった単純労働・・・飲食業や製造業、小売店の販売員といった製造業・サービス業への就職が可能となった。ただし、資格取得には高度な日本語力＝JLPTのN1かBJTビジネス日本語能力テストで480点以上をとっていることが条件となる。

津田さんはこの特定活動ビザのメリットを次のように話す。

「特定技能の場合は生活支援をすることが前提となるなど、企業にとって負担になるケースがあります。しかし特定活動46号の場合は、日本の大学を卒業してN1を持っているれば良いとのことで、資格審査に関わる負担が軽くなり企業も受入れやすいですね。またN1を持っているということは、企業が留学生採用で最も重視する日本語力についても心配する必要はありません。加えて在留期間の上限や就労の限定もなく、「技人国ビザ」とは違い専門性を評価されてビザが出ているわけではないので、総合職

的な扱いが可能で職域を広げることも出来ると思います。」

日本語力の部分で多少のハードルはあるものの、日本の大学を卒業したメリットを享受できる留学生と、優秀な外国人材が欲しい企業双方にとって、この特定活動46号は理想的なビザと言えるかもしれない。

東京外国人雇用サービスセンターでは、2019年4月の新制度スタート時から、新しい資格制度についての説明を学校や企業に対して行っている。

津田さんによると、業種を限定しない留学生全般を対象とした面接会・説明会に比べて、今回の参加者はかなり少なかったとのことだが、外食産業は留学生にとって身近で親み深い産業であるのはもちろん、インバウンド需要や海外展開に対応できる人材が早急に求められている分野だけに、今後さらに多くの参加者が集まることが期待される。また、広く周知を進めるという意味でも、こうした資格特化型の説明会・面接会は、企業、留学生双方にとってわかりやすく、意味の大きなものであると感じた。

(取材協力)

東京外国人雇用サービスセンター（ハローワーク新宿）

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階

TEL 03-5339-8625 FAX 03-5339-8654

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>

From

Asia Students Cultural Association

国際教育支援事業部

韓国からの出願書類について

●●● 国際教育支援事業部部長 星 明廣

外国人留学生在が日本の大学学部への出願の際に提出する書類は、志願書、高等学校(中等教育機関)の卒業証明書と成績証明書、日本留学試験のスコア、英語試験のスコア、パスポートのコピーまたは住民票の写し、などである。そして証明書類は原本を提出することが求められている。当事業部では大学からの委託を受けて願書受付処理業務を行っているが、韓国の志願者から提出される卒業証明書などの証明書類がコピーであることがよくある。その場合、当然こちらからは志願者に「原本を提出し直してください。」とリクエストするわけだが、志願者からは「これが原本です。」との返答が来る。明らかにコピーなのに、これが原本とはどういうことなのか。

韓国では国民の各種証明書発行手続きを全て電子的に処理する「電子政府」が20年ほど前から始まっている。「民願24」という行政サービスがあり、わざわざその機関(例えば高校の卒業証明書であれば、出身高校)の窓口に向かずとも、自宅やオフィスなどどこからでも24時間365日、

各種申請手続きや証明書類の発行が可能となっている。このサービスにより取得できる証明書類は高校や大学の卒業証明書、成績証明書のみならず、住民登録証明書、戸籍謄本(抄本)、土地登記、地方税支払証明書、自動車登録原簿、外国人登録証明書、運転免許証、など多岐にわたる。証明書は自宅のプリンタで印刷できたり、銀行やコンビニに設置されているKIOSKから交付されたりなど、その取得方法は地方自治体により様々である。印刷された証明書には偽造防止のために用紙の下部に二次元バーコードが埋め込まれているものもあり、専用のソフトで証明内容の真偽を確認できるようになっている。またこのシステムは個人の住民登録番号(インターネット上では「I-PIN」という認証システム)を基に各行政間でデータ連携がなされており、例えば引越しの転入手続きが電子的に処理されると同時に転出手続きも行われ、運転免許、健康保険、国民年金、学校の転学などの手続きがワンストップで完了する。こうしたデータ連携により、「住所」という同じ情報をそれぞれ

の機関に何度も申請する必要がないし、また紙の証明書が介在する必要もなくなる。これは「電子政府法」で、「他の行政機関等から信頼性の高い行政情報を提供することができる場合には、同じ内容の情報を別々に収集してはならない」として明確に規定されている。

生まれた時からこうしたシステムの中で育ってきた韓国の志願者にとっては、日本の大学が求める「原本」の定義すらピンとこないのも無理はない。実際、いくら「原本を提出してください、原本とはこういうものです。」と説明してもなかなか理解、納得してもらえない。「韓国ではこれが原本として通用しているんです！」の一点張りである。一方、日本の大学側では出願書類として民願システムによって出力された証明書を認めていないかと言えば、そんなことはない。韓国のような証明書発行事情が公的なエビデンスにより証明され、それを大学が納得すれば、認める。ただし認めたとしても、本当に民願システムによって出力された証明書なのか否か、の見極めは難しい。見た目は単なるコピーだからである。現状ではとりあえず印字されている学校印、学校名等に不整合がないかどうかで確かめている。

韓国が目指しているものは、いつでもどこでも証明書が発行できる状態のその先、そもそも証明書の発行が必要ない状態であるという。個人の事実だけがあり、それをいつでもどこでも確認できる状態。例えば

Admission Date: March 09, 2016 Fax: +82 - 51-742-9451

Academic Record

1. 1st Year

Subject Cluster	Subject	1st Semester				2nd Semester			
		Units	Score/Average(SD)	Grade/Grade-level	Rank	Units	Score/Average(SD)	Grade/Grade-level	Rank
Korean Language	Korean Language I	3	73/87.5(7.6)	C/(5/185)	8				
Korean Language	Korean Language II					3	80/85.9(9.1)	B/(5/185)	7
Mathematics	Mathematics I	3	45/72.4(18.3)	E/(5/185)	9				
Mathematics	Mathematics II					3	39/59.1(15.2)	E/(5/185)	9
English	English I	3	61/79.5(11.0)	D/(5/185)	8	3	56/84.1(10.8)	E/(5/185)	9
English	Advanced English Conversation I	4	51/79.8(12.1)	E/(5/185)	9	4	43/74.8(10.2)	E/(5/185)	9
Social Studies(Including History/Moral Education)	Social Studies	2	76/84(7.6)	C/(5/185)	7	1	72/88.6(7.8)	C/(5/185)	8
Science	Science	4	72/82.7(10.5)	C/(5/185)	7				
Science	Chemistry I					3	45/72(16.7)	E/(5/185)	8
Science	Life Science I					3	66/83.1(10.1)	D/(5/185)	8
Technology/Home Living/2nd Foreign Language/Chinese Characters	German Reading Comprehension I					5	69/76.2(13.7)	D/(5/185)	8

二次元バーコード

韓国の学校から発行された成績証明書

民願システムで発行された学校の卒業証明書に埋め込まれている二次元バーコードがまさにそれである。発行されたコピー紙は単にコードを読み取るためのものであり、そのコピー紙が民願システムで発行された「原本」なのか否かはそもそも問題ではない。そこにこだわってしまう日本の教育機関はいかにも原本主義的であると言えよう。もちろんそれらの情報は堅強なセキュリティに守られていることが前提となるが、いまやブロックチェーンなどの技術革新がそれを可能としている。世界ではそのようなペーパーレスのデジタル社会に、日本が瞬きしている間に高速で向かっており、次に目を開けた時にはまったくの未来社会が目の前に広がっていて、慌てふためいているような有り様である。例えば、スマホ等を使いながら運転する「ながら運転」の罰則を新設している間に、他の国では、そもそも運転中にスマホを操作する必要性を排除し、

車に話しかければ通話も音楽もナビゲーションも可能な車が走っており、技術革新とその社会実装の速さに驚かされる。

とにかく、日本の大学が「原本」を要求している以上は、各国の志願者にもそれを求めなければならないわけだが、当事務所では志願者と大学との間に立って、それぞれの状況を説明し、お互いを了解させ、志願者には気持ち良く出願してもらえるようにするという作業が発生する。外国人留学生入試の願書受付処理ではそのような作業も非常に重要な仕事のうちの一つなのである。



バーコードに関する説明が記載された民願24のWEBサイト。専用のスマホ用アプリもある

<参考資料>

首相官邸 参考資料2「韓国における電子政府の現状について」/ 首相官邸 参考資料21「韓国電子政府について」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/nextg/pdf/siryou_21.pdf
 総務省「第1部 特集 「スマート ICT」の戦略的活用でいかに日本に元氣と成長をもたらすか」
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h25/html/nc121130.html>
 民願24サイト <http://www.minwon.go.kr/main?a=AA020InfoMainApp>

会館・学寮事業部

若者のゆくえ

●●● 酒井 陽一郎

「最近の若者はいったい何を考えているのか？」これは大人たちが抱く永遠の疑問でしょう。予想もできないことが流行り、お酒離れや車離れでモノが売れない昨今だが、デジタルネイティブ世代ともいわれる若者が何を想い、どのような行動をしているのか、伝えてみたい。

「好き、もしくは応援する人・モノ」を意味する「推し」という若者言葉。これは令和女子が頻繁に使い、語源はAKB48のファンクラブの中で用いられる専門用語とされている。

SNSで「推し」な日常の一面が見えるからこそ憧れたり、もっと応援したいと

思う一方、自分の「推し」を評価してもらうことで、他者からも勇気づけられるのが今の若者だ。性格や行動だけでなく、得意分野のギャップも大事。普段はサッカーが得意そうだけどファッションもきめている、勉強ができるのに演技もかっこよくきめるなど、マルチな才能を持った人に人気が集まっている。そして昨年は副業元年とも言われ、シェア・ワーキングスペースが猛威を振るう時代背景も相まって、一つの会社に就職して同じデスクにいるのではなく、副業をしたりプチ起業もするのが当たり前の時代。自分の得意分野を複数見つけて活躍する「推し」こそが若者間で支持されている。Twitter, Facebook, Instagram の三大 SNS によって文字の投稿、画像の投稿、ライブ配信などさまざまな表現方法を自由に選択できるようになり、「推し」は以前に比べて本当に様々な表現で随時配信されていく。多くの人に知られている、かっこいい・かわいい姿だけでなく、どれだけ多様な一面を見せることができるかが人気者になる鍵となっている。

若者はテレビも見ないとよく言われるが、テレビ番組のように完全編集された中にいるタレントを応援するというよりも、完成されていないものを応援し、自分の応援によって「推し」が成功する姿を見守りたいという欲求がある。SNS でその瞬間をいつでも発信でき、リアルタイムで「推し」を追える、さらにファン同士で目標達成の「達成感」をシェアできる時代だからこそ、



新入生歓迎会の準備をする筆者

一緒に何かを目指し成長していく「並走ストーリー」が重要になっている。

一方で若者は「ひとり時間」も大切に、その中でコミュニティを形成している。昼休みや授業後は SNS で「推し」を見たり、通知がきている友達に返信をしている。むしろこれに忙しいのかもしれない。チャットや通信ゲームに夢中になっている学生が多く、この「ひとり時間」が日増しに増えているのは事実だが、それがすべてではない。勉強時間でさえもスマホ無しにはできないのだ。

学生が勉強するとき、ひと昔前ならば成績の良いクラスメートのノートをコピーさせてもらうのが主流だっただろう。そして独りよがりにならず、できる人からいろん

なことを教わることができた。常に勉強できる仲間がそばにいられる環境、つまり学校の図書館、学生ホールや自習室は大きなメリットを生んでいた。しかし、これも現在はInstagramの中で完結されている。勉強している様子がわかるように、#studygram、#勉強垢の#(ハッシュタグ)が存在し、総計で730万件もの投稿が寄せられている。例えば、かわいい文房具に囲まれた自習室と自分の手元を長時間録画して早送りした動画や勉強した合計時間が表示されるタイマーなどが写真や動画のストーリーとして配信され続けている。一方で、きれいなノートの取り方や年号・数式の独自の覚え方を専門に発信するアカウントもある。今どきの学生は自分の勉強時間やその姿勢を多くの人に発信し、他者の姿勢から勉強するモチベーションを維持しているようにも伺える。スマホを使いこなしている学生こそ自分自身をうまくコントロールできるともいえるだろう。

ここまで若者のライフスタイルについて綴ってきたが、今度は学生寮の変化について考えていきたい。ABKではイベントに参加する学生の減少が職員の中で問題になっている。秋祭りは参加者が少なく、焼肉忘年会は中止になるほどだ。

スマホ世代の若者が個の時間を好み、その中でコミュニティを形成している現在において、学生寮とりわけ行事はどうあるべきだろうか。その一つに「情報と出会う場」が求められているかもしれない。学生の誰

もが主体になれる環境があればいいと思う。本来ならば学生の口から出る話題はたくさんあるはずだ。明日の宿題、受験勉強、就活準備、そして今、駒込で、日本で、世界で何が起きているのか。しかし、そのすべてはスマホとりわけSNSへの投稿こそが若者の口先に化している。

ABK寮では多様性をもった学生がいるからこそ、お互いをリスペクトしながら「情報」の共有と可視化をし、その「情報」を交差させ解決ができれば、学生は学生寮で人と話すことの楽しさを再確認できるはずだ。学生自らが今ある情報を共有し、学生らしい新鮮な考えが輝き、自らの未来像も見えてくる。そんな情と熱がこもった空気感が漂えば、学生寮としての賑わいは戻り、イベントを自主的に企画しそれに参加する学生も戻ってくるのではないだろうか。

時代のカタチに見合ったコミュニティを形成していくことでアパートやマンションではない、ABK寮オリジナルの思い出が学生一人一人の思い出に残るに違いない。このためにも、継承すべきスタイル、変化を求めるモノについても考え、留学生ら若者と職員・大人たちとの認識の「ズレ」を解消することで、これからの寮のスタイルやイベントのあり方について考えることができるだろう。

今だからこそ、あなた自身の意見を声にあげられる学生を求めている！あなたと一緒によりよいABKを創造していこうではないか！

日本語教育事業部

日本語コースの1年間

●●● 大倉 更紗

ABK日本語コースには、現在毎年約200名の学生が在籍している。学生達が快適な学校生活を送ることができるように日本語コース事務所では、日々様々な業務を行っている。今回は、それらを①季節ごとの業務と②日々の業務にわけてそれぞれの業務内容について紹介したい。

季節ごとの業務

ABK日本語コースでは、季節によって様々な行事があり各行事に伴って業務も多岐にわたる。これらの中から代表的な業務について順に紹介する。

まず、入学オリエンテーション・入学式といった学生の受け入れ業務から始まる。日本語コースは、4月入学と10月入学の2つのコースがあるため1年に2回入学式

が行われる。入学オリエンテーションは、各言語別（中国語・広東語・韓国語・英語・ベトナム語など）に事務所スタッフの担当が決められており、パワーポイントの準備や通訳の手配などを各自で行う。膨大な情報を短時間で学生に伝えなくてはならないので、学生が理解しやすいように工夫が必要である。具体的には、パワーポイントを見やすくすることや母国語での説明をわかりやすくすることである。オリエンテーションの準備と同時に入学式の準備も進める。入学式の準備の中で難しいのは、会場を予約することである。入学式の会場は、文京区の施設を利用するため他の団体との競合となりこちらの希望通りにならないことがあるからだ。入学式は、椅子の設置など会場の設営・式の進行・会場の片付けと教職員総動員で協力して行う。新入生が一



新入生を拍手で迎えます



民族衣装を着た学生と記念撮影



研修旅行で訪れた河口湖で



ホームステイ先のご家族と

同に会する入学式は、新鮮でこれからの希望と期待に溢れており、職員にとっても新しい学生を迎えられたことに喜びを感じられる場である。

次に、研修旅行とホームステイ・ホームビジットについて紹介する。現在の研修旅行は、大型バスで行く日帰り旅行だ。場所の選定から始まり、旅行会社と相談しながら計画を立てる。研修旅行当日は早朝の集合となるが、学生は楽しみにしているものでいつも遅刻する学生でさえも時間通りに来ている。研修旅行中も学生の誘導や管理など気が抜けない1日となるが、クラスメイトや教職員との親睦を深めたり、学生の違った一面を知ることができたりと学生だけでなく教職員にとっても良い機会となる。

ホームステイ・ホームビジットは、希望する学生を対象に夏休みに行われる。ホームステイは2泊3日の滞在、ホームビジットは1日だけの家庭訪問である。日本人と交流ができる貴重な機会として魅力的な行

事であるため、毎年多くの学生が応募する。一方で、受け入れ家庭は年々減少している。そのため、学生と受け入れ家庭の組み合わせ作業に毎回苦労する。受け入れ家庭の募集方法は、過去に参加したご家庭に案内を送付するほか、ABK 友の会の皆様や近隣・地域の国際協力協会の方々にも案内状を送付して募る。今後は、案内状の送付時期を早めることや外部への委託などにより、より多くの学生が参加できるように受け入れ家庭の数を増やすための工夫を検討する必要があるかもしれない。

夏休みが明けるといよいよ受験シーズンが本格化し学校全体も受験モードとなる。したがって、事務所内も学生の証明書発行や証明書の翻訳業務など受験関連業務が増大する。また、学生の進路選択の環境を整えることも大切となる。例えば、ABKで行われる大学職員の方による大学説明会の調整をしたり各大学・専門学校の資料や先輩たちの受験報告書を整えたりする。大学・専門学校の資料は、図書エリアに設置され

ており学生が自由に閲覧できるようになっている。昨年、とても煩雑で使いにくかった図書エリアを学生が使いやすいように不要な図書資料の処分や配置変更を行った。過去の在学生の日本語試験の結果とその合格状況が各大学別にわかる資料

や受験報告書の整理など図書エリアの外観だけでなく、受験校に合格するために役立つような内容面の充実も図るようにしていた。今後も学生の目線に立って進学を目指す日本語学校として相応しい環境作りを心がけていきたい。

1年の最後は、学生を送り出すための修了式が行われる。修了証書授与の他に皆勤賞や成績優秀者の表彰も行う。そのための主な業務は証書や賞状の印刷となる。一度に100枚以上を印刷し証書にセッ

参考書の本棚

大学・専門学校案内の本棚



トすることになるが、学生にとっては一生に一度の証となるものなので一枚ずつ丁寧に扱っている。修了式の予行演習は行わないので、学生たちは修了証書の授与をぶっつけ本番で行う。そのため、授業最終日に証書の受取り方について案内を作成して渡し、当日も事務スタッフが学生を誘導しながら式が円滑に進められるようにしている。修了式閉会後は、毎年学生同士で写真の撮影大会となる。楽しそうに和気あいあいとみんなで写真を撮りあう光景は一年を締めくくるのにふ



修了証書授与



修了式に着物で参加する学生も

さわしい。

またそのほか、春の新入生歓迎会、夏の卓球大会、カラオケ大会、秋の秋祭り、冬の餅つき等々、会館職員に協力して行っている。

日々の業務

日本語学校において、学生対応は日々の大事な業務である。事務的な対応だけでなく、日本の生活でわからないことや困りごとなどの相談にも対応する。また、病院に一人で行けない場合は病院の引率も行う。特に最近では、精神的な問題を抱える学生も増えているため、学生たちの心のケアへの関わり方についても今後学んでいかななくてはならない。事務所としては、いつでも誰でも気軽に相談できる環境づくりを目指している。例えば、学生全員の顔と名前を覚えるように心がけたり、日常の何気ない会話も大切にして学生と事務所の垣根をなくすように工夫をしている。

そのほかの日々の業務として大事なことは学生の在籍管理と出席率の管理である。特に出席率は進学やビザの更新にも影響するので留学生にとってはとても重要なものになる。また、出席状況から学生の生活状況や心の変化などが見えてくるので教職員にとってもとても重要な情報源である。具体的な管理の方法は、毎



ABK 日本語コースの Instagram

月現住所についてアンケート調査をしたり、出席率は週ごとに集計し毎月の出席率を算出している。出席率90%以下の学生については、欠席理由を教職員全員で共有している。

ABK 日本語コースも最近流行りの「Instagram」（インスタグラム）のアカウントがある。「Instagram」は、写真とコメントが投稿できる SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）のことで、行事や日々の出来事を少しずつ公開している。広報のみならず卒業生や在学生に向けた情報発信の場にもなっており、ABK 日本語コースを様々な角度から知ってもらえるよい手段となっている。今後は、投稿回数を増やしていき、より開かれた日本語学校を目指していきたい。

思い切り集中して“パっ”と終わらせる

チャガンジャン (CHAGANZHANA) ～中国 (内モンゴル自治区)

東京大学大学院農学生命科学研究科応用生命工学専攻 (修士課程)

日本の印象は

日本に来てまず思ったのは、先進国の民主主義社会というのは思ったほど皆が豊かというわけではないんだなあということです。そしてもっと開かれているというイメージがあったのですが、実際暮してみるとそうではない。会社や学校、家庭など、一つ一つの組織の中は見えずらく、中で何が行われているのかわからない。何か閉塞感のようなものを強く感じます。

その結果、会社でのパワハラ、家庭での虐待、学校でのいじめ… そういうことが日常的に行われていても、被害者が自殺をする、殺されるなど追いつめられるまで周りの人は気付かない。これは日本

社会の深刻な問題ではないかと思います。

私たちの社会では、一人一人のこと、家庭のこと、会社のことなどの情報はみなが共有しています。だから例えば新入社員の人間性に問題があって、入社後に周りとの乖離が起きるようなミスマッチはおきにくい。

また、今の日本の若者は盲目的に民主主義はいいと言いますが、じゃあ「選挙に参加していますか?」「誰にどういう理由で票を入れましたか?」と聞くと、まったく答えられない。自民党が一番力がある、ということしかわかっていない。でもそれは、どの候補者に投票するのかという理由にはなりません。自分の生活、利益にとってどん

な政策がいいのかということをちゃんと考えて、それを政府に求めるのが民主主義のメリットであり目的だと思います。それすらわからない、考えたことがないと言うのであれば、民主主義社会は成り立たないのではないのでしょうか。

内モンゴルの今

私たちは中国という国に暮らすモンゴル民族で、漢民族と共生しています。そこにはもちろんこの社会にもあるような小さな対立はあると思いますが、過去にあった大きな対立は今ありません。民族間での結婚も地域によっては“モンゴル人同士でなければ”、という考え方が残っていて、私の故郷は特にそうし



趣味のひとつはギター



た傾向がありますが、今では少数派だと思います。

とはいえ、モンゴル人としてのアイデンティティはしっかりと受け継がれるようになっていて、小・中学校はモンゴル人だけの学校ですし、高校には漢民族の生徒もいますが、クラスは別々で、私たちモンゴル人はモンゴル語で教育を受けています。

中国語はというと、小学校から授業で学びはじめますが、テレビや外でのコミュニケーションは中国語が多いので、自然にネイティブレベルになるという感じです。

だから私たちにはモンゴル人としての強い意識と、その文化を守ろうという思いが自然と生まれますし、内モンゴル政府もそれをサポートして

います。私が生まれる前、例えば文化大革命の時はモンゴル語を話してはいけなかったか、お祭りも全て禁止とか、様々な制約がありました。しかし今は自由におこなって大丈夫ですし、若者の中には民族衣装を好んで着る人も少なくありません。

ただ、私自身は伝統にこだわりすぎるのも良くないと思っています。中には昔に戻りたいという人もいますが、昔からの文化、伝統にはあえて受け継がなくて良いものも含まれていると思います。常に新しいことを考えて、自分たちを変えて行く。日々変わって行く社会に適応していくことも大切だと思います。新しいテクノロジーに目を向けず、いつまでも古い伝統文

化にしがみついていたら前に進めず、逆にその民族はなくなっていくと思います。気持ちや懐かしさだけで全てを残して行くことは難しい。前人はどんな考えでそれを行ってきたのか、その一つ一つを良く研究して良いものだけを残して行く必要があると思っています。

私の日本留学

私は今東大で分子生物の分野、具体的には植物のある遺伝子がどんな役割を果たしているのか、ということについて研究しています。遺伝子の役割を解明することによって、将来それが農業や医学の分野で応用され、私たちの食生活や健康を改善する

東大入学式の日



稲荷神社（京都・古い木造の建物が好きです）

ことが目標です。

中国の私たちの地域では、留学、それがダメなら公務員になるというのが大学卒業後の理想的な進路です。私の同級生は、先生の紹介でヨーロッパに留学するケースが多かったのですが、私は歴史や文学に興味がありよく本を読んでいたため、モンゴルや中国と歴史的な繋がりのある深い日本に留学することに決めました。

そして来日して最初の2年間は日本語学校で本当に一生懸命日本語を勉強しました。成績もどんどん伸びて、来日9ヶ月後の日本語能力試験（JLPT）ではいきなりN1に合格してしまいましたから、先生も驚いていました（笑）。

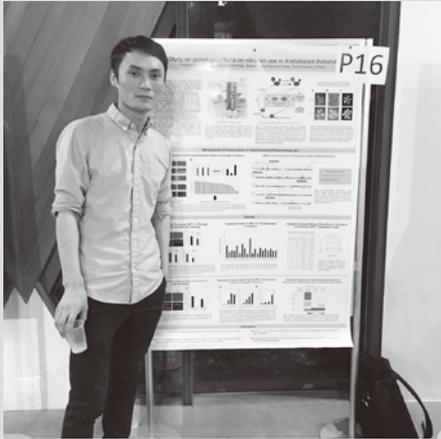
また、勉強とともに今まで

がんばってきたのがアルバイトです。学費や生活費については両親からの仕送りが期待できたのですが、私は大学を卒業したら親から独立するものと考えていましたし、暇な時間にスマートフォンをいじっているのなら、その時間働けばいいと思いました。

結果、アルバイトは日本語力の向上に役立ちましたし、実際の日本社会に触れるための貴重な体験の場になりました。学校という場所は先生と生徒の小さい社会で、接触する人も限られていますから、毎日そこにいるだけでは、本当の日本社会は理解できません。アルバイト先で出会うバックグラウンドの異なる同僚たちと話しをしてみると、日本人はこんな風考えるん

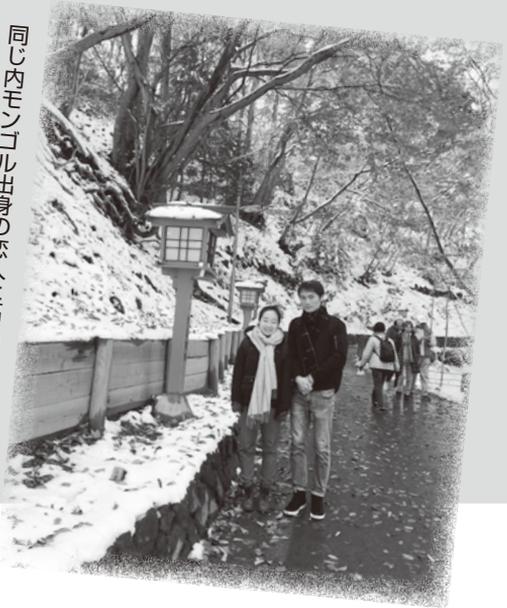
だ、ということがわかって面白い。もちろんお金も稼げますから、放課後ゲームや母国の友人とお喋りだけに費やしている留学生を見ていると、もったいないなあと思うこともありますね。

また、コンビニやレストランの仕事は単純な作業も多いのですが、私はそれをどう効率良く早く終わらせるのか、考えながら仕事するのが好きなんです。先輩に教えてもらったことを覚えるのは当然ですが、いつ何が起きかわかりませんから、空いた時間にはものの配置を覚えたり使い方を覚えたり、自ら行動して職場を把握する。そうやって仕事をよく理解し、作業に集中して短い時間できっちり終わらせる。それが出来るよう



入学して2か月目、シンポジウムで自分の研究結果を発表（結果はいまひとつでした…）

同じ内モンゴル出身の恋人と高尾山（八王子）に



になると単純な仕事も楽しくなり充実感を味わえます。もちろん上司にも褒めてもらえますからやりがいにも繋がります。

実際、時間だけかかっている仕事は全然進んでいない人はたくさんいます。自分も外から見ていた時は、その時間、与えられたことを淡々とこなしていればいいんだと考えていました。

勉強に置き換えてみても、論文を読むとき「今日は1ページ読んで明日また1ページやればいい」と思ったり、途中でスマホをいじってみたりしていたら良い結果は生まれません。一つの作業をすると決めたら、思い切り集中して“パッ”と終わらせる。そして次に進んで行か

ないと、いつまでも終わらず時だけが過ぎてしまいます。私はアルバイトを通じてそういったことも学びました。

将来のこと

私は今年の4月から京都大学大学院（博士課程）に席を移して研究を続けます。もともと日本に来る時は博士課程まで進むつもりでしたが、研究以外の世界も見てみたいという迷いもあって、研究とはかけ離れた分野で就職活動もしてみました。でも最終的には初心を貫くことに決め、博士課程では遺伝子機能についてもっと深く、遺伝子の発現をコントロールする転写因子について研究をしてい

くつもりです。

博士の後にはポスドク（博士研究員）としてまた別の国に留学するかもしれませんが、最終的には内モンゴルに戻り、地域の大学の発展に貢献したいと思っています。

日本に来てから今までを振り返ってみると、とにかく忙しくて大変だったなあと思う反面、自分自身とても成長できたと感じます。もちろんまだまだ終わりではありませんし、勉強はやればやるほど良くなって行きますから、これからも今まで以上に集中して、良い結果を出して行ければと思っています。

バンコクの泰日工業大学で活躍するスタッフ&先生によるリレーエッセイ

泰日工業大学 (TNI) 奮闘記

水谷 光一

③ タイのコロナウイルス対応と新学期について

今回はタイでも深刻な問題になりつつある、いや、もうすでになっている新型コロナウイルスの話題について。主に大学への影響についてをお話したい。

2月末現在、タイでも新型コロナウイルスの影響が徐々に深刻になりつつある。先週ドーンムアン地区にある有名高校で生徒が発症した際、学校はしばらく普通の風邪ではと看過していたが様子がおかしいので家族に改めて聞いたところ、おじいさん（生徒の祖父）が北海道旅行に参加（おそらくツアー）していたことがわかった。子供の体調に変化があつてすぐ、そのことを学校に報告してくれていたらもう少し確かな対応ができたはずだが、この祖父は旅行の事実を隠していたため、父兄の間で大騒ぎになった。

学校はその事実がわかってすぐ、生徒の父兄に対して学校に子供を迎えに来るように連絡したため、父兄らが慌てて子供を迎えに行く様子が次々ネット上にアップされ、大問題になった。

学校は3日間の臨時休校となったが、ちょうど試験時期でもあったため、生徒に不利益が生じないように対策を考えるのに大変だったという。（対策の詳細は筆者も把握していない。）



日本留学説明会に来てくれたABKカレッジのテーンさん

この騒動により、保険省、教育省は大学を含めた各学校にこのウイルスに関する通達を出さないわけにはいかなくなり、「学校の職員・教員は不要不急の用務がない限り感染が深刻な国々には渡航しないこと。また止むを得ず渡航する場合は学校に必ず報告し、帰国後は体調の変化がないか14日間の自宅経過観察をする旨の協力を求めた。

特に強制を伴うものでも、罰則があるものでもないが、（政府としては警告と協力要請の形で、責任を免れたいという思惑が透けて見える）学校としては対策を取らない



マスク姿で行事に参加するシリントーン王妃



高校での TNI 説明会。学生たちもマスク姿だ

わけにはいかない。

我々 TNI も 2 月 28 日以降 4 月 19 日まで教職員・学生の渡航を制限することとなり、4～5月に予定していた ABK への語学留学（7週間）を含む短期留学はすべて中止となった。2月18日にはわざわざ ABK カレッジから職員のテーンさん（Ms. Salinthip）に来てもらい説明会をもらったのに、申し訳ない気持ちでいっぱいである。

ほかにも福岡にある麻生塾（6週間）など 4～6月までに出発するすべての留学プログラムが中止になってしまった。楽しみにしていた学生にとっては大変残念であると同時に、日本は地域によってはそれほど感染の心配はしなくても良いのではと思うのだが、仮にもし日本に行ったら大学の責任ということになってしまう。私個人の考えだが、大学の責任という考えを捨て、もっと学生自身に自主性を持たせ、判断を任せても良いのではないかと思う。

日本でもタイでも波乱の 2020 年教育年度

のスタートとなりそうだが、日本は 4 月頃に感染のピークを迎えるという話も聞いている。そうなるとオリンピック開催は大丈夫なのかとか、いろいろと心配になってくる。

TNI の 2563（西暦 2020）年度学期開始は 6 月 15 日である。いま私は Student Admission Center（学生募集センター）に異動になったが、まだ国立大学の合格発表が出ていないので、我々私立大学の学生募集はこれから勝負である。

タイの国立大学の多くは 6 月から 8 月に学期の開始を移動してしまったため、私達は 6 月の学期開始ぎりぎりまで指定高校からの推薦や直接試験の対応に追われそうである。まあ毎年の話ではあるが・・・。

今回の新型コロナウイルス（タイでも呼び名は Covit-19）パニックを見ていると、政府の対応はタイの方がもっと鷹揚であるが、国民のパニックぶりは日本と余り変わらないかもしれない。

水谷光一 2007年の TNI（泰日工業大学）設立時から参加。2020年2月から同大学 Student Admission Center 勤務



しょうがくきんじょうほう
奨学金情報

※各奨学金情報の詳細は必ず実施団体ホームページ等でご確認下さい。

■ **似鳥国際奨学財団 外国人留学生対象奨学金**

対象: ①日本以外の国籍の者。②2020年4月以降の在留資格は『留学』で、日本国内で住所を有する者(居住予定を含む)。③2020年4月時点で、日本国内の大学1・2・3・4年、または日本国内の大学院1・2年に在籍/在籍予定の外国人私費留学生(正規生に限る)。④学業、人物ともに優秀であり、健康である。また、日本語による意思伝達が十分可能であり、国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者。

給付額: 月額 8万円

給付期間: 2020年4月～2021年3月

募集人数: 最大 100名(上期・下期合計)

応募方法: 財団公式サイト内→外国人対象奨学金→【奨学金 応募エントリー】から情報登録にて応募

応募期間: 2019年5月7日(火)～2019年10月31日(木) ※応募状況により、締め切りが前後する可能性あり

実施団体: 公益財団法人 似鳥国際奨学財団

〒115-0043 東京都北区神谷3丁目6-20
 (株)ニトリホールディングス東京本部内

E-mail nitorikSZ_09@nitori.jp

URL <http://www.nitori-shougakuzaidan.com/>

■ **大塚敏美育英奨学財団 奨学金**

対象: ①2020年4月1日時点で満38歳以下(下)の私費外国人留学生 ②日本国内の大学又は大学院の正規課程に在学し、人の健康に深く関連する分野(医学、薬学、生物学、栄養学、体育学、工学等。ただし工学は医学・薬学に関連の深い分野の研究をしている者)に限る。③向学心に富み、学業優秀であり、品行方正である

④独自性のある研究、革新的な研究に携わっている者 ⑤財団に提出する書類(応募書類を含む)に対して指導教員などのしかるべき指導、チェックを受けられる者 ⑥奨学期間中に合計40日以上日本を離れない者 ⑦国際的視野を持ち、日本と各国の架け橋としてリーダーシップを発揮できる者 ⑧学資の支弁が困難と

認められる者 ⑨ 当財団のイベントや奨学生のネットワークに積極的に参加し協力できる者

⑩ 日本語を学ぶ意欲のある者 ※英語で書かれた願書も受け付けますが、願書及び面接において日本語への意欲が見られない場合は減点します。

給付額：年額200万円、150万円または100万円（財団選考委員会による評価に応じて決定）

給付期間：1年間（2020年4月～2021年3月）

募集人数：約90名

応募方法：WEB提出後書類郵送。詳細は実施

団体ホームページを参照

応募期間：Web提出：2020年3月19日（木）

9時～4月21日（火）17時 郵送：2020年4月1日（水）～4月23日（木）15時（事務局必着）

実施団体：公益財団法人 大塚敬美育英奨学財団
〒540-0021 大阪府大阪市中央区大手通3丁目2-27 大塚グループ大阪本社ビル

TEL：（代表）06-6105-0870

URL <http://www.otsukafoundation.org>

イベント情報

新型コロナウイルスの影響でイベントの日程は変更になることがあります。必ず主催者ホームページ等でご確認ください。※5月9日、10日に開催を予定していたタイフェスティバルは延期になりました。

★以下の会場は全て東京・代々木公園（JR「原宿駅」、東京メトロ千代田線「代々木公園駅」下車徒歩5分）

カンボジアフェスティバル2020

カンボジア古典舞踊や日本、カンボジア双方のアーティストによる多彩なステージ。ブースにはカンボジア料理や雑貨販売、国際協力機関の活動紹介や観光地の紹介など、多くの関連団体が出展。カンボジアを知る・楽しむための2日間です。

日程：2020年5月3日（日）、4日（月・祝） 10:00～19:00

主催：カンボジアフェスティバル2020 実行委員会

URL：<http://www.cambodiafestival.com/index.html>

ベトナムフェスティバル2020

今年で11回目を迎えるベトナムフェスティバル。アオザイや水上人形劇をはじめとするベトナムの伝統芸能、日越両国で人気が拡大している最新のアーティスト、おいしくてヘルシーなベトナム料理の数々など豊富なコンテンツで皆さまをお迎えます。

日程：2020年5月16日（土）、17日（日） 10:00～20:00

主催：ベトナムフェスティバル2020 実行委員会

URL：<http://www.vietnamfes.net>

第10回 ラオスフェスティバル2020

今年(ことし)は日本(にほん)とラオス(らいおう)の外(がい)関(かん)係(けい)樹(じゆ)立(りつ) 65周年(しゆわねん)、ラオス(らいおう)建(けん)国(こく) 45周年(しゆわねん)の記念(きねん)すべき年(とし)です。会(かい)場(じやう)ではラオス(らいおう)料(りやう)理(り)やラオス(らいおう)雑(ざつ)貨(か)販(はん)売(ばい)ブ(ぶ)ース、ス(す)テ(てい)ジ(じ)では幸(しあ)せを願(ねが)うラオス(らいおう)の儀(ぎ)式(しき)、ラオス(らいおう)の舞(ま)踊(やう)団(だん)、伝(でん)統(とう)楽(がく)器(き)奏(そう)者(しや)、ト(っ)プ(っ)ア(あ)ーティ(てい)スト(すと)によるライ(ら)イブ、ラオス(らいおう)語(ご)講(こう)座(ざ)、ラオス(らいおう)料(りやう)理(り)講(こう)座(ざ)など盛(も)り沢(たく)の内(ない)容(よう)で(たの)しみ(たの)みくだ(くだ)さい。

日(にっ)程(てい) : 2020年(ねん)5月(げつ)30日(にち)、31日(にち) 10:00 ~ 19:00

主(しゆ)催(さい) : ラオス(らいおう)人(じん)民(みん)主(しゆ)義(ぎ)共(こ)和(わ)国(こく)大(だい)使(し)館(くわん)・さくら国(こく)際(さい)高(こう)校(こう)

URL : <https://laos-festival.jp>

MEMBERS

〈会費とご寄附の報告〉

2019年10月

正会員

(1口)

奥山 節子	西村山部
小野里 光博	文京区
宇戸 清治/マリ	八王子市
清水 恭子	練馬区

ご寄附

松浦 秀嗣	国分寺市
酒井 杏郎	渋谷区

2019年11月

特別会員

(3口)

(一財) 海外産業人材育成協会
足立区

(1口)

今西 淳子	文京区
株式会社 InfoDeliver	港区

賛助会員

(1口)

服部 泰子	豊田市
昭和西川(株)	中央区

(株) 日吉 近江八幡市

正会員

(1口)

佐藤 和江	日野市
田中 洋一	柏市
楊 青雲	江戸川区
三代 純平	小平市

ご寄附

松平 吉世	羽生市
村田 忠禧	川崎市
田中 洋一	柏市
眞山 静子	文京区
二村 美朝子	練馬区

2019年12月

特別会員

(5口)

スリーエーネットワーク
千代田区

賛助会員

亜細亜大学	武蔵野市
佃 吉一	文京区

正会員

(2口)

神 正義/正子	港区
---------	----

(1口)

田守 智恵子	札幌市
近藤 玲子	秩父市

久保 亨	文京区
(有)ブルミエ -ACA	松戸市
川口 善行	大田区
池田 俊二	横浜市
池野 朋彦/晶子	横浜市
勝山 桂香	千葉市
香月 恵美子	川西市
古川 恵世	我孫子市
岩井 秀明	川越市
安藤 哲生	国分寺市
瀬尾 兼秀	北区
外山 経子	八王子市
李 景珉	世田谷区
小原 正敏	土浦市
中島 正喜	川崎市
寺門 克郎	習志野市
新田 宜子	西東京市
大益 牧雄	京丹後市
工藤 幹雄	文京区
清水 国夫	中郡
石渡 荘介	足立区
松岡 弘	相模原市
飯沼 信彦	揖斐郡
福 壤二	横須賀市
鈴木 秀明	豊橋市
金野 隆光	柏市

ご寄附

深澤 のぞみ	金沢市
高柳 直正	北区
太田 京子	神戸市
東京第一友の会	豊島区
金野 隆光	柏市
姜 英園	横浜市

皆様の暖かい御支援に感謝申し上げます

ご入会とご寄付のお願い

当協会は、政府の補助金を受けていない純民間運営の公益法人です。財源に限りがあり、皆様方からお送りいただく会費、寄付金は、本協会の活動を支える貴重な財源となっています。何卒ご理解、ご協力をお願い致します。

協会のあらまし

名称：公益財団法人アジア学生文化協会
ASIAN STUDENTS CULTURAL ASSOCIATION
(ASCA)

所在地：東京都文京区本駒込2丁目12番地13号

代表者：理事長 白石勝己

設立：1957年（昭和32年）9月18日
故穂積五一氏創設

目的：日本とアジア諸国の青年学生が共同生活を通じて、人間的和合と学術、文化および経済の交流をはかることにより、アジアの親善と世界の平和に貢献することを目的とする。

◆主な事業◆

- (1) 留学生宿舎の運営
- (2) 留学生日本語コースの運営（進学希望者向けの日本語を中心とする教育）
- (3) 留学生に対する情報提供支援
- (4) アジア語学セミナー
- (5) 帰国留学生のアジア文化会館同窓会、(社)日・タイ経済協力協会、ABK留学生友の会との連携・協力

◆会費（年額）◆

正会員 1口 1万円
賛助会員 1口 5万円
特別会員 1口 10万円

会員には広報誌「アジアの友」が無料配布されます。また、広報誌購入だけを希望される方には、購読料年間2千円（十税）でお送りいたします。

当財団に対する寄附金は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税、及び法人税の税制上の優遇措置があります。

2015年度より購読料に別途消費税をご負担いただくことになりました。何卒ご了承下さい。

『アジアの友』発行回数変更のお知らせ

諸般の事情につき、2019年度より本誌『アジアの友』は昨年度までの年6回発行から、年4回の発行に変更をさせていただきます。定価は従来通り1部500円（税別）です。発行回数の変更に伴い、ご迷惑をおかけすることになりますが、今後とも引き続きご高配賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

後記

いつもの電車でたまに見かけるアフリカ系の女性。気になって声をかけてみると、沿線の食品工場で働いているらしい。研修生かな？と思ったら難民ビザだと言う。え？そんなビザあったっけ、と、よくよく聞いてみると難民認定申請中だそうで、その間、特定活動ビザをもらっているようだ。彼女はおよそ70万円を母国のエージェントに支払って日本にやって来たそうで、エージェントは観光ビザや航空券、来日後の宿泊先を手配、入管での難民ビザ申請の段取りまで細かく教えてくれるらしい。そして無事ビザが出ると提携先と思われる日本の派遣会社が就労先を紹介してくれるという段取りになっているようだ。なるほど、いろんな人が日本では働いているわけだ。しかし日本の難民認定率は非常に低いんだけどと尋ねてみると、この申請期間中に稼げればそれはそれでいいそうだ。また平行してスマホのマッチングアプリを使って恋人探しもしているので、うまくいけば日本で配偶者に…という目論見もあるらしい。先日、日本人の奥さんと離婚したばかりのドイツ人に会ってみたが好みではなかったと笑っていた。日本にいらなくなったらまた別の国に行くから大丈夫とも。いや～たくましいなあと改めて感心。と、これを書いているところにその彼女からメールが来た。「コロナウイルスの影響で工場が2週間閉鎖になる。最悪！」と。こんな時真っ先にしわ寄せを受けるのは彼女のような立場の人たちだろう。そういえば未だ日本で生活する外国人が感染したというニュースは聞かえてこない。どこかで誰にも相談できず苦しんでいる人がいなければいいんだけど。早く夜が明けることを祈る。(K)

(お詫びと訂正)

前号(540号)に誤りがありました。下記の通り訂正し、お詫び申し上げます。
P19 写真キャプション (誤) NFC → (正) NCF

アジアの友 2020年1-3月号

2020年3月10日発行（通刊第541号）

年間購読（送料共）2,000円＋税 1部 500円＋税

発行人 白石勝己
編集 アジアの友編集部
発行所 公益財団法人 アジア学生文化協会
東京都文京区本駒込2-12-13 (☎113-8642)
電話番号：03-3946-4121 ファクシミリ：03-3946-7599
振替口座：00150-0-56754 E-mail: tomo@abk.or.jp
ホームページ：(http://www.abk.or.jp/)

published by THE ASIANSTUDENTS CULTURAL ASSOCIATION
(ASIA BUNKA KAIKAN)

2-12-13, Honkomagome, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-8642, JAPAN

☎+81-3-3946-4121 ☎+81-3-3946-7599

Email: tomo@abk.or.jp

Home Page: http://www.abk.or.jp/

会員並びにご購読のお申込みはメール・電話にてお願いいたします。

